

議案第134号

宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 居宅訪問型児童発達支援事業の実施に当たっての条件

根拠法令：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(厚生労働省令)

人員 基準	従業者	訪問支援員 ※居宅訪問型児童発達支援の訪問支援員は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後、又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務に3年以上従事した者	訪問支援を行うために必要な人数
		児童発達支援管理責任者	1人以上
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの	1人
設備及び 備品基準	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りではない。		

資料3 事業実施に当たっての条件が整っている市内事業者

1 1月現在、市内の事業所は、就学前児童の通所支援を行っている児童発達支援が23ヶ所、放課後等デイサービスが34ヶ所ある。いずれの事業所においても通所支援を実施する要件は整えているが、医療的ケア児を対象とした支援は行っていない。

また、県に確認したところ、現在、宝塚市で同事業の準備をしている事業所はないとのことである。

資料4 近隣市における事業の実施状況

(平成30年11月26日現在)

	実施の有無	実施主体	開始年月	その他
伊丹市	有	公設公営	平成30年4月	対象予定児童があったが通園に移行
西宮市	有	民設民営	平成30年7月	1人が利用開始の予定
尼崎市	有	民設民営	平成30年8月	2人が利用
川西市	無			実施について検討中
芦屋市	無			現在予定なし
三田市	無			現在予定なし